

令和3年度第3回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年6月29日(火)		
招集場所	天塩町役場 3階大会議室		
開閉日時 及び宣告	開 会	令和3年6月29日(火) 午前10時00分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	令和3年6月29日(火) 午前10時30分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	丸 山 淳 子	○
	2	伊 藤 淳 一	○
	3	奥 山 稔	●
	4	寺 本 奈穂子	○
	5	高 橋 一 博	○
	6	満 保 豊	○
	7	佐 藤 博 幸	●
	8	湯 澤 敏 孝	○
	9	山 下 雅 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員		議席番号	5番 高橋 一博 8番 湯澤 敏孝
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	中西 卓也
		事務局次長・総務係長	加藤 智子
		総務係主査	落合 憲児

令和3年度第2回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は9名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第3回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、5番 高橋一博君、8番 湯澤敏孝君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全員議長 異議なし。
異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思います。
- 議長 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」を議題とします。
- 議長 事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」ご説明申しあげます。
本件は、合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することされており、許可不要の案件なのか審査することとされております。
それでは、2ページをご覧ください。
- 整理番号2番につきましては貸主、 氏、借主、 氏の
賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年6月21日、土地の引き渡しの時期は同日となっております。
- 解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。3ページには通知書を添付しております。
- 整理番号3番につきましては貸主、 氏、借主、 氏の

賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年6月25日、土地の引き渡しの時期は同日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。4ページには通知書を添付しております。

整理番号4番につきましては貸主、
氏、借主、
氏の
賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は令和3年6月28日、土地の引き渡しの時期は同日となっております。

解約日から土地の引渡しまでの時期が6ヶ月以内の合意解約となっております。5ページには通知書を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」の質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

総括表に基づいてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

整理番号1番につきましては、
氏から倉田敬一氏に賃貸借の設定をするものです。

位置につきましては、8ページ、9ページをご覧ください。

整理番号2番につきましては、
から
氏に賃

貸借の設定をするものです。

位置につきましては、8ページ、10ページをご覧ください。

条件面はそれぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご許可賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請について」の質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

この工事は、 の さんの畑に2基、 さんの畑に1基、風力発電、風車が建っていますが、老朽化したので3基とも撤去をする。その風車など機材を仮置きする仮設ヤードを畑に敷くための一時転用です。新しい風車は来年の4月以降に、近隣の雑種地に1基建てるそうです。

 さん、 は、搬出路の鉄板敷きが一部畑にかかるということです。

別記第2号様式意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。13ページをご覧ください。

1件目につきましては、貸主は 氏、借主は となっております。

土地については、字更岸 番 外 筆の内となっており、転用面積は、3,506.27 m²となっております。転用目的は、風力発電設備撤去工事に伴い工事用地を確保するために、工期は許可日より令和5年3月31日となっております。

一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を要する者の同意状況ですが、根抵当権者の同意が得られており、地上権の権利は設定されておられません。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意があることから問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。

15ページから19ページ、41ページから44ページ、48ページには申請書及び、図面等を添付しております。

20ページをご覧ください。

2件目につきましては、貸主は 氏、借主は となっております。

土地については、字更岸 番 の内となっており、転用面積は、1760.71 m²となっております。転用目的は、風力発電設備撤去工事に伴い工事用地を確保するために、工期は許可日より令和5年3月31日となっております。

一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を要する者の同意状況ですが、該当がありませんので問題ないと考えます。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意があることから問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。

20ページから26ページ、41ページから43ページ、45ページ、48ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に27ページをご覧ください。

3件目につきましては、貸主は 氏、借主は となっております。

土地については、字更岸 番 外 筆の内となっており、転用面積は、105.20㎡となっております。転用目的は、風力発電設備撤去工事に伴い工事用地を確保するために、工期は許可日より令和5年3月31日となっております。

一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を要する者の同意状況ですが、該当がありませんので問題ないと考えます。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意があることから問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。

20ページから26ページ、41ページから43ページ、45ページ、48ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に27ページをご覧ください。

4件目につきましては、貸主は 、借主は となっております。

土地については、字更岸 番 外 筆の内となっており、転用面積は、30.72㎡となっております。転用目的は、風力発電設備撤去工事に伴い工事用地を確保するために、工期は許可日より令和5年3月31日となっております。

一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を要する者の同意状況ですが、該当がありませんので問題ないと考えます。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意があることから問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、許可に付けるべき条件として①から③を記載しております。

36ページから43ページ、47ページ、48ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明のありました、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行ないます。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号4-1から4-5の所有権の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」ご説明します。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます
50ページをご覧ください。

整理番号4-1について、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置については、51ページ、52ページをご覧ください。

整理番号4-2について、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置については、53ページ、54ページをご覧ください。

整理番号4-3について、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置については53ページ、55ページをご覧ください。

整理番号4-4について、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置については56ページ、57ページをご覧ください。

整理番号4-5について、 氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置については56ページ、58ページをご覧ください。

条件面はそれぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました、整理番号4-1から4-5の所有権移転の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

次に整理番号5-1から5-11の利用権設定の案件について事務局より内容の説明を求めます。

続きまして、利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

整理番号5-1につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、60ページ、61ページをご覧ください。

整理番号5-2につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、60ページ、62ページをご覧ください。

整理番号5-3につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、63ページ、64ページをご覧ください。

整理番号5-4につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、63ページ、65ページをご覧ください。

整理番号5-5につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、63ページ、66ページをご覧ください。

整理番号5-6につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、63ページ、67ページをご覧ください。

整理番号5-7につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、63ページ、68ページをご覧ください。

整理番号5-8につきましては、
氏から 氏に賃貸借権
の設定をするものです。

位置については、69ページ、70ページをご覧ください。

整理番号5-9につきましては、
氏から 氏に賃貸借権

の設定をするものです。

位置については、69ページ、71ページをご覧ください。

整理番号5-10につきましては、 氏から 氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置については、72ページ、73ページをご覧ください。

整理番号5-11につきましては、 氏から 氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置については、72ページ、74ページをご覧ください。

条件面はそれぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました、利用権設定の質疑を行います。

伊藤委員
事務局

これらはずっと継続で借りられているものですかは。

5-3 さんから さん、5-7 さんから さん、5-8 さんから さんが新規です。それ以外の8件が継続になります。

議 長
全 員
議 長

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和3年度第3回天塩町農業委員会総会を閉会いたします。

令和 3年 6月29日

署名委員

(5番) 高橋 一博 ⑩

(8番) 湯澤 敏孝 ⑩